二の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の2の(二)を二の2の(三)とし、二の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の3の(二)を二の3の(三)とし、二の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百一号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条第二項の規定に基づき、昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を改正する告示

昭和六十三年建設省告示第二千四百四号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、「及びアイススケートリンク利用者」を削り、二の1の(二)中「及びアイススケートリンク利用者」を削り、二の1の(二)を二の1の(三)とし、二の1の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円（プール利用者にあつては、百十円）

二の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、「及びアイススケートリンク利用者」を削り、二の2の(二)を二の2の(三)とし、二の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円（プール利用者にあつては、百十円）

二の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の3の(二)を二の3の(三)とし、二の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百二号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成元年建設省告示第千二百九十一号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成元年建設省告示第千二百九十一号の一部を改正する告示

平成元年建設省告示第千二百九十一号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の1の(二)を二の1の(三)とし、二の1の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の2の(二)を二の2の(三)とし、二の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の3の(二)を二の3の(三)とし、二の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百三号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成三年建設省告示第千七百四十三号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成三年建設省告示第千七百四十三号の一部を改正する告示

平成三年建設省告示第千七百四十三号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の1の(二)を二の1の(三)とし、二の1の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の2の(二)を二の2の(三)とし、二の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の3の(二)を二の3の(三)とし、二の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百四号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を改正する告示

平成七年建設省告示第九百六十六号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の1の(二)を二の1の(三)とし、二の1の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の2の(二)を二の2の(三)とし、二の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の3の(二)を二の3の(三)とし、二の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百五号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十年建設省告示第千百二十五号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成十年建設省告示第千百二十五号の一部を改正する告示

平成十年建設省告示第千百二十五号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の1の(二)を二の1の(三)とし、二の1の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の2の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の2の(二)を二の2の(三)とし、二の2の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百円

二の3の(一)中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(二)」を「(三)」に改め、二の3の(二)を二の3の(三)とし、二の3の(一)の次に次のように加える。

(二)　六十五歳以上の者　一人につき一年間二千円

○国土交通省告示第三百六号

都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十一条及び都市公園法施行規則（昭和三十一年建設省令第三十号）第十一条第二項の規定に基づき、平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年四月一日

国土交通大臣　前原　誠司

平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を改正する告示

平成十年建設省告示第千四百六十号の一部を次のように改正する。

二の1の(一)のイ中「十五歳以上」の下に「六十五歳未満」を加え、「(ロ)」を「(ハ)」に改め、二の1の(一)のロを二の1の(一)のハに改め、二の1の(一)のイの次に次のように加える。

(ロ)　六十五歳以上の者　一人につき一回二百